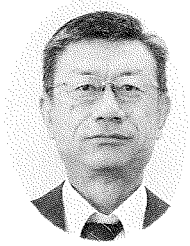


さわやか

平成30年 5月10日

第 21 号

発行 三戸町農業委員会
電話 (0179) 20-1156



ご挨拶

三戸町農業委員会
会長 梅田 晃

広報「さわやか」第二十一号の発行にあたりご挨拶申し上げます。平成三十年になり一月二月は寒い日が続きましたが、四月を過ぎ、農家の皆様には農繁期を迎え忙しく農作業を行ってのことと存じます。昨年を振り返りますと、当初は平穏な気候でありましたが八月の低温、日照不足があり、南部・下北の水稲は九十七の「やや不良」となっております。また、葉タバコ収穫期の天候不順、十一月に入ると低温・悪天候により、りんごの収穫に影響がでておりましたが、作物全般では平年並みとなっているようです。

当委員会は、平成二十八年九月から新体制となり一年半が経過しておりますが、農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となり農地を守り、その健全な発展に寄与するため、遊休農地の調査、耕作放棄地の発生防止、経営効率化のための担い手への集積・集約化を皆様の声を聞き、地域に根ざした活動を行ってまいります。

休耕地、遊休農地につきましては農地の保全と有効利用のため、農地所有者の安心と経営規模拡大等に向けて、農地中間管理機構の活用をお願いいたします。

今年度から米政策は大きな改革が実施されます。国は生産調整、いわゆる減反目標を設定せず、農業者に「農家が自らの経営判断で作物を作るようにする農業を実現する。」として、自主性に任せる生産調整を行うこととなりました。これにより行政、JAグループ、集荷団体などに需要に応じた生産対策に取り組ませることとしています。日本の農業の根幹とも言える米の改革により情勢が大きく変わって行くと思われれます。

また、農業収入の補償のため、農業経営収入保険事業が開始され、現行では自然災害による収量減が対象であったが、価格低下、対象品目の拡大により農業経営全体をカバーするものとなります。この保険は青色申告を行って農業者が対象となるため、白色申告から青色申告への変更も踏まえて検討いただきたいと思っております。

終わりに、今年度が、災害がなく農業者の皆様にとって実り多く、明るい年となりますようご祈念申し上げます。

平成三十年度定例総会の日程等について

農地の「権利移動（耕作目的で農地の売買又は貸借等をする場合）」や「※転用」を行うには、農業委員会の許可又は農業委員会への届出が必要です。今年度の農業委員会総会及び許可申請の締切日をお知らせしますので、申請内容や書類について、事前に農業委員会でご確認ください。

なお、事情により開催日等を変更する場合がありますので、ご了承ください。

※農地転用とは

農地を農地以外のものにする事です。農地を住宅や駐車場、資材置場、山林等の農地以外の用途に変更する行為がこれに該当します。

※違反転用には罰則が

許可を受けずに農地転用を行った場合には、農地法に違反することとなり、原状回復やその他の違反行為の是正命令、刑事罰等の不利益を受けることがあります。

※ご相談ください

転用する場所や事業内容によって、許可要件等が異なります。まずは、農業委員会にご相談ください。

区分 開催月	総会開催日	申請締切日
4月	4月18日(水)	3月23日(金)
5月	5月10日(木)	4月20日(金)
6月	6月11日(月)	5月21日(月)
7月	7月10日(火)	6月20日(水)
8月	8月9日(木)	7月20日(金)
9月	9月12日(水)	8月20日(月)
10月	10月11日(木)	9月20日(木)
11月	11月12日(月)	10月22日(月)
12月	12月12日(水)	11月20日(火)
1月	1月10日(木)	12月18日(火)
2月	2月7日(木)	1月21日(月)
3月	3月18日(月)	2月20日(水)

農業委員会からのお知らせ

農地は国民の大切な食料を生産する基盤であり、限りのあるかけがえのない資源です。
また、農村特有の良好な景観は見るものにゆとりや安らぎを与えてくれるなど、国民全員で守るべき貴重な財産です。

農地の違反転用は止めましょう！農地転用には許可が必要です。

- 農地を農地以外に用途を変更する（農地転用）には、農地法に基づく許可が必要です。無断で転用した場合は、個人にあっては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあっては1億円の罰金という罰則の適用もあります。
なお、農地転用したくても転用できない土地がありますので、詳しくは、農業委員会事務局までお越しいただきご相談ください。

農地を相続した場合には「農業委員会への届出」が必要です。

- 平成21年12月の農地法改正によって、相続などで農地法の許可を受ける必要がない農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会にその旨を届け出ることが義務づけられました。届出をせず、または虚偽の届出をしたりすると罰則がありますので、必ず農業委員会への届出をお願いします。

農地の適正利用と農地パトロールにご協力をお願いします。

- 耕作放棄地は、雑草の繁茂や病虫害の発生源に留まらず、ゴミの不法投棄や火災の要因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすこととなります。農地が遊休化した場合でも、適宜草刈りを行うなど農地の適正利用にご協力ください。
- 農業委員会では、耕作放棄地の実態把握と発生防止、無断転用防止の目的で農地パトロールを実施しています。農地パトロール実施の際には、農地へ立ち入ることもありますので、土地所有者の方には、ご理解、ご協力をお願いします。

農地の利用でお困りの方は、ご相談ください。

- 自ら耕作できないなど、農地の利用でお困りの方は、農地が遊休化する前に、地元の農業委員、農地利用適正化推進委員や農業委員会事務局にご相談ください。

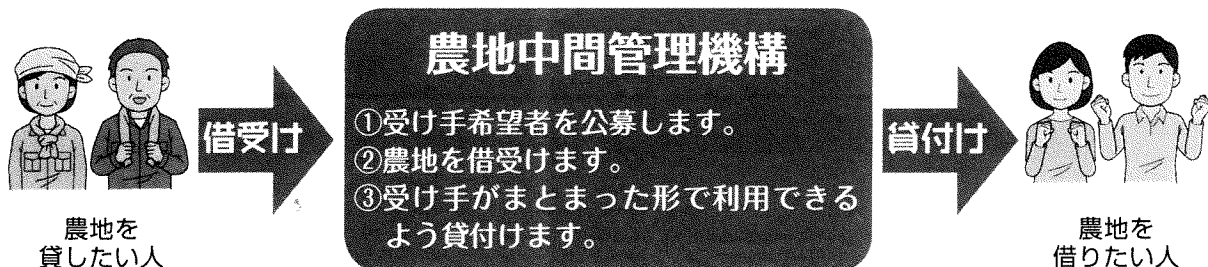
農業委員会の主な業務

農業委員会では農地法に基づく許認可の業務や地域農業の振興を図るための活動など下記の業務を行っています。

- 農地法に基づく権利移動や転用等の許認可
 - ・農地を売買貸借するとき
 - ・自分名義の農地を農地以外にするとき
 - ・他人名義の農地を売買、賃借して農地以外にするとき
- 農地利用や権利関係の調整・あっせん
 - ・農地集積・集約などの農地中間管理事業の推進
- 遊休農地・違反転用等のパトロール
- 農業者年金への加入促進・受給手続き等

農地中間管理事業を活用しましょう！

農地中間管理事業とは県指定の「農地中間管理機構」が農地の中間的受け皿となり、農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業です。



☆農地中間管理事業はこれまでよりも取り組み易くなりました。

- ・市町村で本人確認できる場合は、契約書類への押印は認印とし、印鑑登録証明書の添付は不要です。
- ・申請書類は重複記載項目を無くし、簡素な様式での手続きです。
- ・農地法や農業経営基盤強化法による既存契約の終期到来（更新）時、又は出し手・受け手双方が合意して解約した場合には、農地中間管理事業により元の受け手へそのまま貸し付けることもできます。

☆平成30年度機構集積協力金の目安単価が発表されました。

- ・一定の要件を満たした場合には下記の協力金を受け取れます。
 - ①地域集積協力金：5,000円／10a～9,000円／10a（付け替えの場合は1/10）
 - ②経営転換協力金：150,000円／戸～350,000円／戸（遊休農地所有者は25,000円／戸～175,000円／戸）
 - ③耕作者集積協力金：2,500円／10a
 - ・平成30年度の最終的な交付単価は平成31年1月頃に決定される予定です。
- 協力金の交付要件等については三八地域県民局地域農林水産部、農業委員会又は農林課へお問い合わせください。

☆固定資産税の課税軽減と強化が始まりました。

- ・農地中間管理機構に所有する全農地を貸し出すと固定資産税が一定期間半額になります。
- ・荒れた農地や十分管理されていない農地を放置すると、固定資産税が1.8倍に増額されることがあります。

対象農地の要件等詳細については農地中間管理機構、農業委員会又は農林課へお問い合わせください。

農業者年金に加入しませんか？

農業年金の 特徴 メリット

- ◆農業者の方なら広く加入できます。
- ◆積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い年金です。
- ◆保険料の額（月額2万円～6万7千円）は自由に決められます。
- ◆終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金があります。
- ◆税制上の優遇措置があります。
- ◆農業の担い手には保険料の国庫補助があります。

経営と暮らしに
役立つ情報を
お届けします！



農家のための情報誌「全国農業新聞」

- ◆発行日：週1回（金曜日）
 - ◆発行元：全国農業会議所
 - ◆購読料：月700円（送料・税込み）
- お申し込みは農業委員会事務局へ

お問い合わせください。

平成30年度 農作業標準賃金

平成30年度の農作業標準賃金が、次のとおり決まりました。

この賃金表は、標準額ですので、作業賃金を決める際は年齢・労働条件・その他の事情等を考慮し、両方で協議のうえ決めて下さい。

1. 作業賃金（1日当たり） ※8時間労働、賄いなしを原則

区 分		金 額	割 増 料（1時間あたり）
水 田	田 植・ 稲 刈	6,000円	940円
	除 草・ 脱 穀	6,000円	
	水田作業全般	6,000円	
りんご	剪 定	9,000円	1,410円
	袋 か け・ 摘 果	6,000円	
	収 穫	6,000円	
葉タバコ作業全般		6,000円	940円
に ん に く		6,000円	
畑 作 全 般		6,000円	

2. 農業機械（10a当たり） ※賄いなしを原則、機械にはオペレーター等1人付き

区 分		金 額	備 考
水 田	耕 起	5,500円	区画整理田を標準とする
	代 か き	6,000円	
	田植機(苗別)	6,000円	
	脱穀(ハーベスタ)	6,000円	
	稲刈	バインダー(紐別)	
		コンバイン(紐別)	13,000円
乾燥機(生脱穀)		1,300円	60kgあたり
畑 作 業 全 般		5,500円	

平成30年度 賃借料情報

平成21年1月1日～平成28年12月31日までに締結(公告)された農地賃貸借における賃借料水準(10a当たりの年額)は、以下のとおりとなっています。

(農業委員会に届出のあった過去8年間41件分の集計です。)

農地賃借料（10a当たり） ※三戸町全域

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数
全農地	10,000円	26,600円	1,000円	41件
うち田(水稻)	8,600円	15,400円	1,000円	13件
葉タバコ	17,200円	26,600円	8,800円	6件
ニンニク	10,600円	16,700円	6,400円	8件
りんご	7,900円	11,800円	4,800円	7件
その他野菜	7,800円	10,200円	1,100円	7件